

沿岸広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和3年3月26日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 路線名 106号
- 2 供用開始の区間
  - (1) 宮古市墓目第2地割33番1地先から腹帯第2地割35番11地先まで
  - (2) 宮古市川井第3地割95番1地先から箱石第5地割18番13地先まで
  - (3) 宮古市平津戸南平津戸山302林班ろ小班地先から区界第4地割124番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月28日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
  - (2) 期間 令和3年3月26日から同年4月26日まで